



離乳食の進め方

「離乳」とは、母乳やミルクを飲んで育ってきた赤ちゃんが、少しずつ固さのある食事に慣れて、子どもの食事が食べられるようになる過程のことです。離乳食の開始や進行について、内容の見直しをなされ、平成19年3月に厚生労働省から「授乳・離乳の支援ガイド」が公表されました。

健康福祉課健康係 ☎028(677)6042

受付 10/3~10/31

保育園入園案内



保育園課児童保育係 ☎028(677)2665

■入園までの日程

- 10月 入園申込
新年度(翌年4月)の受付
- 11月下旬 聞き取り調査
親子で保育士と面接し、入園理由や家族状況などを確認します
- 12月中旬 選考会
保育が必要な児童から決定します
- 1月中旬 入園決定
入園できるかをお知らせします
- 2月下旬 入園説明会
保育園での生活を説明します

保育園は、保護者が仕事や病気などのために家庭で十分な保育ができない場合、保護者に代わって保育をする施設です。

保護者が次のような要件にあてはまり、同居の家族も子どもの保育ができない場合が入園の対象になります。

- ①日中、普段仕事をしている(外勤、自営業など)
- ②妊娠中や出産のとき
- ③病気やけが、または心身に障害があるとき
- ④長い間家族で、病人や障害者の世話をしているとき
- ⑤その他、お子さんの保育ができない特殊な事情があるとき

離乳の進め方の目安

離乳の開始 生後5、6か月ごろ → 7、8か月ごろ → 9～11か月ごろ → 離乳の完了 12～18か月ごろ

食べ方の目安	離乳の開始 生後5、6か月ごろ	7、8か月ごろ	9～11か月ごろ	離乳の完了 12～18か月ごろ
食べ方の目安 ■子どもの様子を見ながら、1日1回1さじずつ始める。 ■母乳やミルクは飲みたいだけ与える。	食べ方の目安 ■1日2回食で食事のリズムをつけていく。 ■いろいろな味や舌触りを楽しめるように、食品の種類を増やしていく。	食べ方の目安 ■食事のリズムを大切に、1日3回食に進めていく。 ■家族一緒に楽しい食卓体験を。	食べ方の目安 ■1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える。 ■自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める。	
食べ方の目安 調理形態 1 回あたりの目安量 I 穀類(g) II 野菜・くだもの(g) 魚(g) または肉(g) または豆腐(g) または卵(個) または乳製品(g)	なめらかにすりつぶした状態 つぶしがゆから始める。 すりつぶした野菜なども試してみる。 慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚などを試してみる。	舌でつぶせる固さ 全がゆ 50～80 20～30 10～15 10～15 30～40 卵黄1～全卵1/3個 50～70	歯ぐきでつぶせる固さ 全がゆ90～軟飯80 30～40 15 15 45 全卵1/2個 80	歯ぐきで噛める固さ 軟飯90～ご飯80 40～50 15～20 15～20 50～55 全卵1/2～2/3個 100
成長の目安 成長曲線のグラフに、体重や身長を記入して、成長曲線のカーブに沿っているかどうか確認する。	※上記の量は、あくまでも目安であり、子どもの食欲や成長・発達の状況に応じて食事の量を調節する			



★離乳食教室
 町では4か月健診、6か月相談、10か月健診時に、栄養士が作った離乳食を試食することができます。
 離乳食の質問では、食べさせる量についての質問が多く、上記の「離乳食の進め方の目安」を参考に説明しています。子どもの食欲や成長・発達の状況に応じて食事量を調整します。離乳の開始当初は、食べる量よりも素材の味や舌触りに慣れ、上手に飲み込めるようになることが目的です。以前は離乳の準備として、母乳やミルク以外のものをスプーンを使って与えていましたが、乳汁以外の味に慣れるのは離乳を開始してから十分であり、スプーンの使用についても同様です。あせらず、楽しい雰囲気です。少しずつ進めて行きましょう。

申込先	祖母井保育園 ☎(677)0220 FAX(677)2835	水橋保育園 ☎(678)0511 FAX(678)0562	南高根沢保育園 ☎(677)1407 FAX(677)2412			
定員	120人	70人	90人			
保育時間	8:30～17:15 (朝夕の延長保育は7:00～19:00)					
給食	3歳未満は完全給食、3歳以上はごはんのみ持参					
保育料	■保育園徴収金基準額表					
			保育料(月額)			
	階層	定義	3歳未満	3歳	4歳以上	
	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円	0円	0円	
	2	第2階層で母・父子世帯、在宅障害児のいる世帯	0円	0円	0円	
	2	19年分の所得税が非課税世帯で、19年度の市町村民税が次の区分の世帯	市町村民税非課税世帯	6,000円	5,000円	5,000円
	3		市町村民税課税世帯	12,000円	10,000円	10,000円
	4	72,000円未満	18,000円	16,000円	16,000円	
5	19年分(19年1月～12月の所得)の所得税課税世帯で税額が次の区分の世帯	72,000円以上180,000円未満	28,000円	24,000円	22,000円	
6		180,000円以上459,000円未満	32,000円	29,000円	25,000円	
7		459,000円以上	45,000円	35,000円	29,000円	
■同一世帯から2人以上の児童が入園している世帯の保育料は次のようになります。						
	2人入園の場合		3人以上入園の場合			
	年上の児童	年下の児童	最も年上の児童	2番目の児童	3番目以降の児童	
2～7階層	全額	1/2	全額	1/2	0	
※同時に入園していなくても、第三子以降の3歳未満の児童は無料になります。						

※必要な書類 ①入園申込書 ②勤務証明書・自営業等就労申立書(保護者・65歳未満の同居の祖父母) 上記書類は各保育園に用意してあります。ホームページからもダウンロードすることもできます。
<http://www.town.haga.tochigi.jp/shinsei/index.html>